

議案第 29 号

三朝町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 18 年 3 月 7 日

三朝町長 吉田 秀光

平成 18 年 3 月 22 日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
三朝町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 63 年三朝町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改正後	改正前
(負担金の納期前納付) 第 11 条 受益者は、到来した納期に係る負担金を納付する場合に、当該納期後(次年度以降に係る納期を含む。)に係る負担金(以下この条において「前納負担金」という。)を合わせて納付することができる。	(負担金の納期前納付) 第 11 条 受益者は、到来した納期に係る負担金を納付する場合に、当該納期後(次年度以降に係る納期を含む。)に係る負担金(以下この条において「前納負担金」という。)を合わせて納付することができる。 <u>2 町長は、前項の規定によって前納負担金を納付した受益者(官公署及びこれに準ずるものを除く。)</u> に対して、当該前納負担金の総額の 1,000

分の5に、その納期数を乗じて得た額の報奨金を交付する。ただし、その額が50円未満である場合及び当該受益者の未納に係る負担金がある場合においては、これを交付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。